

# 第11回 ADR法に関する検討会 議事録

第1 日 時 平成26年2月19日(水) 自 午前10時02分  
至 午前10時47分

第2 場 所 法務省大臣官房訟務部門会議室(5階)

第3 出席者 伊藤座長, 植垣委員, 丹野委員, 道垣内委員, 林委員, 藤井委員, 森委員,  
山本委員, 渡部委員

第4 議 題 「ADR法に関する検討会報告書(案)」について

第5 議 事 (次のとおり)

## 議 事

○飯島課長 おはようございます。予定の時刻でございますので、第11回ADR法に関する検討会を開会させていただきます。

伊藤座長、よろしく願いいたします。

○伊藤座長 おはようございます。本日も御多忙のところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

「ADR法に関する検討会報告書（案）」につきまして、前回会議で皆様から御意見を承りました。また、会議以外でも個別に御意見を頂戴しております。今回お配りした資料は、こういった御意見を踏まえまして、適宜修正を加えております。

また、これまで未作成でございました時効中断効の部分につきましては、前回御議論いただいた内容を踏まえまして、私と事務局とで原案を作成しております。さらに、「第3おわりに」につきましても新たに作成しております。

それでは、前回からの変更点等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○鈴木参事官 それでは、前回以降の変更点等につきまして御説明させていただきます。

「ADR法に関する検討会報告書（案）」を御覧いただけますでしょうか。

まず、1ページの「第1 はじめに」、2ページの第2の1の「ア 各事業者による専門性・特殊性の意識化・明確化」につきましては、特に変更点はございません。

次に、4ページからの「イ 認証ADRの更なる拡充」につきましては、5ページの（注1）の部分に変更がございます。（注1）に記載されている事業者につきましては、認証ADRが存在しない事業者の例として挙げられたものであるという趣旨を正確に反映する趣旨の修文を行っております。

続きまして、6ページからの「ウ 認証ADRによる和解の実効性を確保するための方策」につきましては、用字・用語の整理のほか、6ページの下段から7ページにかけての記載は、前回、委員の御意見の趣旨を正確に反映していない旨の御指摘がございましたことから、確認の上、整理したものでございます。

また、7ページ下から4行目及び5行目の記載につきましては、時効中断効につき問題となる事業者間の選別が生ずるおそれにつき、執行力についても同様に問題となるとの御指摘がございましたことから、これを反映したものでございます。

続きまして、8ページ、「エ 手続実施者等の質の向上」につきましては、研修実施に対する政府の協力について、積極的に行っていくことをより明確にする趣旨の修文を行っております。

9ページからの「オ 調停手続法の制定」につきましては、特に変更した点はございません。

続きまして、11ページからの2の「ア 相談機関等との連携、広報」につきましては、個別の認証ADR事業者と各種相談機関との連携等と、認証ADRと裁判所との連携とは異なるテーマであり、これを明確にすべきであるという御指摘を踏まえまして、議論の対象を明らかにする趣旨で、枠囲みの中にタイトルを記載してございます。また、枠囲みの末尾につきまして、将来の検討課題とする趣旨を明らかにするべきであるとの御指摘を踏まえまして修文を行っており、13ページ末尾についても同趣旨の修文を行っているところ

ろでございます。

続きまして、14ページからの「イ 法律扶助の活用」につきましては、特に変更箇所はございません。

次に、16ページからの「ウ 時効中断効」につきましては、今回新たに作成したものでございます。ADR法第25条による時効の中断につきましては、利用者が認証ADR事業者に対し当該ADR実施の依頼をしたときを基準として時効中断効を生じさせることにより、認証ADR事業者及び利用者が時効の点を気にすることなく安心して手続に関わることができるようにすべきであるとの御意見をいただいております。このような御意見にも相当の理由があるという点を記載しているところでございます。他方で、事業者の自主性を尊重した柔軟な手続を許容するADR手続におきましては、時効中断の範囲を拡大することにより相手方が被ることとなる不利益や、手続実施依頼時に時効中断効を生じさせるため必要となる制度的担保の在り方、仮に希望する一部のADR事業者に限定して何らかの制度的担保を設けた上で、手続実施依頼時に時効中断効を生じさせることとした場合にこれが認証制度全体に及ぼす影響等について十分に検討する必要があるとの御意見をいただいております。これらの御意見を踏まえまして、取りまとめ案といたしましては、「現時点において、これを制度化することは時期尚早であり、引き続き検討すべき将来の課題とする」こととしております。

ところで、前回の検討会におきまして、座長から、積極論の趣旨・内容を踏まえて取りまとめを行う旨の御指示をいただきました。積極論の内容といたしましては、手続実施依頼時に必ずしも厳密な請求権の特定を要するものではなく、その時点で紛争の要点を明らかにすれば、時効中断効が生じるという内容でございました。そこで、その趣旨を明らかにする趣旨で、例えば本文一つ目の「・」の9行目になりますが、こちらには「請求の内容を具体化」という用語を使用しているところでございます。併せて、「当該認証紛争解決手続における請求の時」という現行ADR法第25条の解釈といたしましても、裁判外のいわゆる催告や民事調停の申立てにつきましては、民事訴訟と同レベルの厳格な特定は要求されていないところでございまして、ADR法上の請求につきましても、必ずしも民事訴訟と同レベルの厳格な特定は要求されていないと解することも十分可能ではないかと考えられます。そこで、例えば本文一つ目の「・」の4行目につきまして、「請求の内容が具体化」という用語を使用しているところでございます。

なお、最後の（注1）でございしますが、前回の検討会におきまして、いわゆる不応諾の場合における現行ADR法第25条の解釈といたしまして、同条の適用があるか否かという点について御議論いただきました。この点につきましては、「手続実施者」が「真に合意成立の見込みがない」として認証ADR手続を終了した場合は、同条の適用の余地があるということでございます。他方で、実務におきましては、不応諾の場合、手続実施者ではなく事務局職員限りで処理されている例もあるとの御指摘もございましたところ、このような場合には、ADR法第25条の文言上、時効中断効が生ずる余地がございません。時効期間の切迫した事案という例外的な場面ではありますものの、このような場合には、手続実施者を選任した上でその判断を仰ぐこととしたり、現状の運用をそのまま維持しつつ、利用者に対して、不応諾の場合には時効中断効が生じない旨の注意喚起をするなど、何らかの対応をとることも考えられますことから、その旨注意を促す趣旨で記載したものと

でございます。

続きまして、18ページ、3の「ア 関係機関との連携等」につきましては、用語の不統一の修正のほか、協議会の主催・実施等に関する政府の支援・関与について、積極的にやっていくことをより明確にする趣旨で修文を行っております。

続きまして、19ページ、「イ 財政基盤の充実」につきましては、枠囲みの中でございますが、本文部分と平仄を合わせまして、「認証ADR事業者一般を対象とする公金支出等の直接的な方法による解決は現状では困難」という検討会における御議論を正確に反映させる趣旨の修文を行っております。

次に、21ページ、「ウ 守秘義務の法定」及び22ページの「エ 弁護士の関与の在り方」につきましては、実質的な変更点はございません。

次に、23ページ、「オ 提出書類の合理化」につきましては、「政府においてこれを積極的に検討すべきである」という記載の趣旨が分かりにくいという御指摘をいただきました。そこで、検討会の議論を踏まえまして、「可能な部分については簡素化すべきである」という趣旨を明確にする旨の修文を行っております。

24ページの「第3 おわりに」につきましても、今回新たに作成したものでございます。内容といたしましては、まず、第1・第2段落におきまして、認証ADRの現状につき、「制度の定着期に入ろうとしている」と位置付けた上、検討の経過についてまとめております。第3・第4段落におきましては、本検討会において積極的に推し進めるべきであるとされた施策についてまとめております。そして、今回は将来の課題とされた制度的な論点につきましては、第5段落におきまして、必ずしも消極的な評価のみがされた結果ではないことを注記した上で、今回の検討会において示された具体的な検討課題や、政府において様々な枠組みの中で今後も検討を続けるべきことを記載しており、第6段落は結びとなっております。

「ADR法に関する検討会報告書（案）」の前回以降の変更点等についての御説明は以上となります。

○伊藤座長 ただいま説明がございましたように、いずれも前回の御意見・御指摘を踏まえたものでございますが、特に16ページ、「ウ 時効中断効」、24ページの「第3 おわりに」の部分につきましては、御議論を踏まえながら、その内容を今回お示した次第でございます。いずれの点につきましても結構ですので、御質問・御意見等をお願いいたします。

いかがでしょうか。御遠慮なく御発言ください。どうぞ。林委員。

○林委員 5ページのところで、今ほど鈴木参事官のほうから御説明いただいたのですが、（注1）のところにつきましては、前回の検討会が終わりました後に改めて読み返して若干気になって御意見を申し上げたところでした、ADRがまだない業態ということで、（注）で書かれておりますし、文脈からしてもこういうものも考えられるという程度のものだとは思いますが、どうしても具体的に書かれてしまうと、その業界としては何かやらなければいけないというプレッシャーとして受け止めるおそれがないかというところがあって、当然そういうことも含めて今後前向きに取り組んでいかれるということなのですが、この場で特定の業態について、必要性であるとか、基盤が整っているかとかを個別に検討したわけではなくて、そういう趣旨ではないと思いましたので、御意見を申し上げます。

して、かなり弱めるトーンで直していただいたということかと思っております。個人的には、そういうリスクが高いのであれば、削除するという案もあるかと思っております。御意見を申し上げたところでございます。

○伊藤座長 分かりました。5ページの(注1)の部分についての御発言で、客観的な現状と、それについて指摘する意見があったという記載に修正しております。それを御覧になった方が今後どうなさるかはそれぞれの分野での御判断かと思っておりますので、こういう形で御了解賜れば有り難いと思っております。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、道垣内委員。

○道垣内委員 17ページの(注1)の後半部分について、前回私は十分に問題点を理解していなかった点がありました。25条の1項によりますと、手続実施者が終了しなければいけないことになっていて、実際には私どものスポーツ仲裁機構では、事務局が取り次いで、それで応諾がなければそのまま終わっていたものですから、その場合には時効中断の効果は仮に請求権が特定されていても生じないという点です。このことは、今でもある問題で、スポーツ仲裁機構ではその点を見落とししておりましたので、注意喚起の措置をとるべく、準備を既にしつつあります。これまで、実は不応諾の場合には事件番号も付けていなかったのですが、今後は事件番号もきちんと付けて、この番号ですという通知をするときにこの注意書きをしようかと思っております。

○伊藤座長 分かりました。何か今の点、事務局から御発言はございますか。

○徳井部付 今おっしゃられた点につきましては、誠にそのとおりでございまして、各事業者におかれて、様々な対応があり得るところであろうと思われまます。なお、事務局職員限りで不応諾した場合に時効中断効が生じないという点につきましては、ADR法上の25条の効果としては得られないということとは別に、あるいは民法上の催告に当たり得る場合はあり得るということを念のために指摘させていただきます。

○伊藤座長 分かりました。いずれにしても、現行法の下での事業者のあるべき行動として、道垣内委員が発言されたような認識は当然あり得るかと思っておりますので、そういう意味でここでの指摘が何らかの意味を持つことはあろうかと思っております。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、渡部委員。

○渡部委員 私が言い出したことですので、特に申し上げておきたいと思っております。ADR法25条の時効中断について注意喚起をしていない認証ADRが不応諾の時点で手続実施者を選んでいない場合、是非とも当該ADR利用者に対して注意喚起をしていただきたいと思います。認証ADRによっては、不応諾の場合は、手続実施者を選任しない旨の明文の規則を定めているところがあり、そのような認証ADRの場合は、不応諾の場合、ADR法25条の恩典を受けないという注意喚起を特に利用者に対してすべきだろうと思っております。

○伊藤座長 なるほど。分かりました。

どうぞ、山本委員。

○山本委員 同じ時効中断効のところでありませけれども、先ほど参事官の御説明で、このADR法25条の請求ということの意味についての明確化をされる御発言がありました。私の問題意識は先ほど御説明いただいたとおりで、訴訟と同じような請求が要求されることによってADRがいわゆる法化するとか、そういうことに対する懸念があったわけで

ありますが、今のような民事調停等との並びということであれば、相当その点の懸念は払拭されるのではないかと考えています。そういう意味でこの取りまとめは評価したいと考えています。

ただ、将来に向けてということなのですから、この報告書の取りまとめということではないのですけれども、このADR法25条が作られた趣旨というのは、これまで繰り返し御説明があったように、時効を心配せずに安心してADRでの交渉を当事者が行うことができることにする、それによるADRのメリットというものを明らかにするという点にあったかと思われるわけですから、現在、民法の改正の中で、当事者の協議による時効停止、「中断」に代わって新たに今度は「停止」という言葉を使うようですが、時効停止という制度を設けるような検討がされております。これは、ADR法改正のときに、ドイツでは既にそのような改正がされていたので、同じようなことが日本ではどうかという議論はADR法検討会内部でもされたと思いますけれども、最終的にはそれは民法の改正になるのであるということで、ADRに限った形でこの25条を導入したという経緯があったと承知しております。そういう意味では、本当にもし民法がそのように改正されれば、このADR法25条の位置付けというのは従来とはかなり異なってくる可能性があります。ADRの充実という観点からすれば、何かもう少し違うようなことが考えられなければならないということになってくるかもしれないと私自身は理解しております。そういう意味では、その民法の改正等も含めて、更にこの問題については将来引き続き検討していく必要があるのだらうと考えているということだけ申し上げさせていただきます。

○伊藤座長 ただいまの山本委員の御発言で、現在進行中の民法債権関係の改正の内容として今御説明のあったことについては、御指摘のとおりで、それがADR法25条との関係で将来検討を要することになる可能性があることは間違いのないと思いますが、どうでしょうか。この報告書案の中に何かその点を付記するような形にしたほうがよろしいですか。

○山本委員 ただ、民法のほうがまだ本当にそれが、もちろん中間試案ではそうになっていますし、その後の審議でも現段階ではまだ残っておりますけれども、今後、要綱案の答申、更に法案という段階になっていって、それが最後まで生き残るのかどうか、あるいは生き残るとしても、どういう制度になるのかということは現段階ではまだ全く予測がつかないような状況にあるように理解しておりますので、この取りまとめの中に書くのは、あるいは時期尚早かもしれないという印象は持っております。

○伊藤座長 分かりました。場合によっては何か（注）に付記するというところもあるかと、今お話を承って思っておりましたけれども、確かに、債権関係の改正自体が今後のことでございますので、山本委員のただいまの御発言を受けて、当検討会でその点についての認識を共有しているという趣旨のことを議事録に残しておくということで、山本委員、よろしゅうございますか。

○山本委員 はい。

○伊藤座長 貴重な御指摘、ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。もしよろしければ、今回お示しした報告書案の内容につきましては、委員の皆様方のおおむねの御了解を得たものとして取り扱ってもよろしゅうございますか。ありがとうございます。

なお、報告書案につきましては、後ほど事務局から説明があるかと思いますが、今後、

事務局を通じて法務大臣に報告することになるかと思えます。成案としての取りまとめの間におきまして、実質的な内容の変更にわたらない細かな表現や字句の修正等はあるいは起きるかもしれません。そういう意味での言わば形式的な修正につきましては、恐縮でございますけれども、座長でございます私と事務局に御一任いただけますでしょうか。この点も御了解いただいたものといたします。

また、形式について、あるいは表現についての修正と申しましても、場合によっては委員の皆様方に個別に御相談したり、御意見を伺うことがあろうかと思えますが、その際にはよろしく御協力いただきますようお願いいたします。

それでは、今後の予定について事務局からの説明をお願いする前に、大変恐縮でございますが、検討会は今回で終了でございますので、皆様方から一言ずつ感想ないしは印象をお話しただければ大変有り難いと存じます。やや御無理なお願いをすることになりますけれども、順番として、植垣委員から着席の順序でお願いしてもよろしいですか。

○植垣委員 委員の皆さんが本当に熱心に御議論され、また、将来のADRを活性化させるためによくお考えなさっていると思えました。ただ、私は、裁判所の中での事件解決を主にやっている立場なものですから、ADRの活発化ということに対してそれほど積極的ではない印象を与えていたかもしれませんが、そこは御容赦願いたいと思います。本当にありがとうございました。

○伊藤座長 ありがとうございます。

では、どうぞ。

○丹野委員 私も、参画させていただいて本当に有り難かったと思えます。ADRの実態を踏まえて、将来像、あるべき姿まで、一定の方向性が出せたということで、非常に優れた報告書案ができたと思えます。その末席にいらしていただき有り難かったと思えます。

個人的に申し上げれば、「おわりに」のところで「制度の定着期に入ろうとしている」という微妙な表現をしております、定着期というのが何なのかという定義はともかくとして、「定着期に入ろうとしている」という表現ぶりをしたことに、この制度を積極的に展開していこうという姿勢が表れていると思っております。現実には、受理件数ごとの認証事業者の割合でいうと、必ずしもたくさんやっていない事業者さんが多数おいでになるという実態を踏まえて、私ども国民生活センターの立場からも、ADRを国民に知らしめていくというところに少しでも御協力させていただくことができればと思っております。

ありがとうございました。

○道垣内委員 私はこういう政府の会議に幾つかこれまでも参画させていただいておりますけれども、その全ては、個人といいますか、研究者の立場で自由に物を申しておりました。しかし、今回は日本ADR協会としての参加でございましたので、個人の立場を離れて、ADR機関の立場からの要望を申し上げました。ただ、その全てを申し上げることはできませんでしたが、提言を作成するワーキンググループの長をしてくださった垣内さんにいらっしやっただいて提言の御説明もいただきましたので、全て伝わったものと考えています。この報告書のドラフト段階のものを、御意見があれば伺いたいという趣旨で、日本ADR協会の会員の機関、役員の方々、提言を作成するのに関わった方々全てにお送りしたのですが、特に格別の御意見はなく、一応の御満足は得られたといえますか、私としても少し安心しております。

ただ、この報告書が日本ADR協会の会員のADR機関の要望に沿っているかという点、提言と比べれば、法改正をすべき事項はないということになった点で、御不満を持たれるADR機関もあろうかと思えます。ただ、積極的な書きぶりのところも幾つもあります。将来に向けて、この書類がどこか分からないところに行ってしまうないように、少なくとも数年後には必ず見直す人が出てくるような仕組みをビルトインしておいていただき、法務省としてしかるべく対処していただければと思います。

どうもありがとうございました。

○伊藤座長 お願いします。

○林委員 今回、ADRについて積極的に研究されている先生方、携わっていらっしゃる先生方の貴重な御意見を聞くことができました、大変勉強になりました。ありがとうございました。

私は、企業の立場ということで参画させていただきましたが、やはりどちらかというところ、ADRについては受け身といいますか、何かしらクレームを受ける立場として関与する、あるいは家電のPLセンターなどもございますので、そういった解決、またADR機関として携わる立場というものもございますけれども、どちらかというところ受け身の場面が多いかと思えますので、今回いろいろ積極的に、このように革新的に変えていったらいいのではないかという御意見は非常に参考になりましたが、一方で、やはりそこに温度差があるのかなと感じる場面もございまして、この報告書を受けて、今後の見直しなどをしていく中で、また何年か後には検討ということになるかと思えますが、そのときにそういった差が少しでも縮まっていればいいかと思っております。

本当にいろいろとありがとうございました。

○伊藤座長 ありがとうございました。

お願いします。

○藤井委員 この検討会が始まる前に、例えば執行力などは、多分ヒアリングすると、事業者の方々はお困りになっていて求めてくるのかなといった予測をしていたのですが、実はヒアリングしてみると、意外とその声小さくて、特に余り困っていませんといった御回答だったのが意外でした。その関係もありますけれども、事業者の方々現場でかなりいろいろ工夫をなさっていて、例えば執行力の問題に関しても、公正証書は当然ですけども、即決和解を使ったり、あるいは家裁と御相談して即日調停といった仕組みを考えたりということで、いろいろ現場で工夫をなさっているのだなということが印象に残りました。

もう一つ、法律扶助との関係をちょっとお話ししたいと思うのですが、法律扶助の活用に関しましても今回報告書で一定の方向性を示していただいたと思っております。法テラスでも、ADRの利用促進という観点からどんなことができるかということ以前から議論していたのですが、この報告書を受けまして早速、ADRの活用については、費用の負担の問題も含めて、運用改善を決めさせていただいて、できるだけ早く、できれば年度、4月から間に合うようにと考えているのですが、全国にADRも法律上活用できるということを周知徹底していきたいと思っておりますので、今後もよろしくお願ひしたいと思います。

○伊藤座長 ありがとうございました。

お願いします。



○森委員 各ADR事業者の皆様から貴重な御意見もいただきましたし、皆様方から様々な角度の検討、活発な議論がされて、大変いい報告書ができたのではないかと考えています。

また、実務的な提出書類の合理化等、実際に携わっている者からみて、割と大事なことも検討されて、活動しやすい制度になっていくのではないかと期待しています。

私は金融ADRというところで実際にやっている者ですが、企業というか、金融機関と消費者の皆様との紛争ですので、片面的な義務が金融機関側に課されていたり、金融機関が必ず応諾するところとか、そういった点で認証ADRとは少し違う点もあります。先ほど植垣委員から裁判所の役割のお話が出たのですが、私は、社会がこれから複雑化していく中でもっともっと裁判所の役割も増していくだろうし、その中で拾い切れないというか、潜在的にある紛争がADRにおいてやっていくのではないかと考えています。諸外国を見てもそういうケースが多いのではないかと考えていますので、裁判所の役割も増し、ADRの役割も増していくという社会の構造になっていくのではないかと考えています。これから認証ADR制度がよりよくなっていくことを大変期待しております。

○伊藤座長 お願いします。

○山本委員 私自身は、このADR法ができる際の検討にも関与しました。そのときに私が持った印象というのは、このADR法というのは、ある意味でかなり実験的な立法ではないか、日本の立法においてはかなり珍しいことではないかと思うのですけれども、いい意味での社会実験というか、そういう面を持った立法だったのではないかと考えておりました。実験である以上は当然その結果が出てきて、それをフィードバックして見直しをしてというプロセスが当然前提になると考えていたところでもあります。今回議論してみて、先ほど林委員から温度差があるというお話がありました。私はどちらかといえば学者ですので、制度面の問題に関心があったわけで、どちらかというところとちょっと一人熱く意見を述べてという皆さんの冷静な御意見を受けて、自分も考えを少し改めたという部分もありました。

ただ、今回思ったのは、やはりこれはかなり壮大なそういう意味での実験でありますので、この5年という見直し期間は、まだ全体を見直すにはやや短い期間だったのではないかと印象を持ちました。幾つかの意見には時期尚早であるということが付記されておりますけれども、もう少し全体の運用、制度の成り行き、あるいは今、森委員からも御指摘がありました社会全体の流れというものを見ていかなければならないということかなと思った次第であります。

そういう意味では、先ほど道垣内委員が言われましたけれども、私はやはり今後というものが非常に重要ではないかと考えておまして、今回の提言の最後の部分でも、政府においても、今後の各種協議会等の関与や実施等で検討を続けられたいというのが今回の検討会の意見でありますので、是非ともそのような方向で政府としても法務省としてもお考えいただきたい。取り分け、今回私はこういう会合に出席させていただいて、日頃学者とかADRの関係の方々とはこのADRの問題についていろいろ議論する機会があったわけでありまして、消費者の方、企業の方あるいは裁判所の方とこの問題について議論させていただいて、いろいろ新たな見方とか考え方というものを私も学ぶ機会が多くありました。そういう意味では、そういうADRに関わる広い分野の方々とともに、引き続きこのADRの在り方の問題を考えていく、そういうフォーラムというものがあってもいい

し、あるべきではないかと思っております、是非ともそういう定期的な場を設けていただいて、いろいろな将来の動向を見ながら、5年後、10年後、また再びADRが社会でどうあるべきかということを考える機会というものを持つてたらよいと思っております。

○伊藤座長 ありがとうございます。

○渡部委員 1年間ありがとうございました。まず、政府関係の委員会でこのように活発な議論をされている委員会というのは余り見たことがありませんでした。その原因は、この検討会の人数が座長を含めて9名ですから、少数だけに皆さんが積極的に意見を述べられていたし、私自身もまた、好きなことを言っていたということもあるかもしれません。私も道垣内先生も山本先生もADR協会の理事なのですけれども、ADR協会の代表は道垣内先生で、その立場を代表して言っていただいて、山本先生は学者の立場で発言していただけるので、私は、これまで、非認証ADRにおいて新しい専門ADRのシステム作りをずっとやってきていて、例えば、医療ADRとか、金融ADR、近頃では原発ADRとか、地デジADRとか、ともかく種々の専門ADRを作ってきていて、現在はこの4月に施行されるハーグ条約国内法9条の国際家事ADRのシステムを作るという仕事をしています。その立場から今回の検討会の議論の過程をみると、面白かったというか楽しみだったのは、認証ADRの方々の御意見を聞いて、認証ADRについて考える機会をこの検討会を通じて持たせていただいたというのが大変貴重な経験で、しかもADR法の条文がどうなっていて、どのように運用されていくべきかということを考える機会を与えていただいて、大変面白かったです。

委員の先生方の意見も大変参考になって、座長の取りまとめがまた大変すばらしくて、小川部長の意見も聴くことができたので、それは大変貴重な機会だったなと思っております。だから、今後、認証ADRばかりでなくて、非認証ADRをも含めた協議の場のようなものがあるといいと私などは思っております。というのも、非認証ADRの部分はかなり拡大しておりますので、その辺のところも取り込んだ形にしないと日本のADR制度を鳥瞰してその機能を捉えることができないのではないかという気がします。そういった観点から、認証ADRが、日本のADR制度の中でどのような位置にあり、また機能を果たしているのか、その辺のところをまた再構成しながら協議の場が設けられたらいいかなと考えているところであります。

ありがとうございます。

○伊藤座長 ありがとうございます。

私からも一言申し上げたいと存じます。

約1年間、回数としては11回御参加いただいたこととなります。今回のこの検討会は、多様な立場の委員に御参加いただいたことが一つの特徴ではないかと思えます。また、審議の過程では、ADRを実際に実施されている立場の方々からのヒアリング、情報提供を踏まえて、この場で皆様方から活発な御議論をいただきました。その結果、幾つかの問題については、積極的な提言として取りまとめることができたと感じております。ただ、本日も御審議いただきましたように、若干の論点については、今後の検討課題という取りまとめにさせていただきました。しかし、今後の検討課題という取りまとめにした事項につきましても、ここで御審議いただいたことによりまして従来の議論が相当程度深化されたことは間違いないと感じております。

先ほど来御発言がございましたように、我が国のADRについては、定着し、そして今後更に発展していくことと思えますけれども、今回の皆様方の御審議の成果であるこの報告書案がそのお役に立つことを信じる次第でございます。

1年間ありがとうございました。

それでは、今後の予定につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○鈴木参事官 今後の予定につきましては、先ほど座長からお話ございましたとおり、形式的な修正を行った後、「ADR法に関する検討会報告書」として取りまとめ、法務大臣に報告する予定でございます。これと併せまして、当省のホームページに報告書を掲載するとともに、報道機関に公表する予定となっております。その後、私ども事務局におきまして、報告書の内容を踏まえまして、省令及びガイドライン等の改正に向けて作業を進める予定でございますので、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

○伊藤座長 今後の予定につきまして何か御質問等はございますか。それでは、特段御発言がございませんようでしたら、本検討会はこれで終了させていただきます。長いことありがとうございました。重ねて御礼申し上げます。

—了—